

○特許庁告示第二号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月二十七日  
特許庁長官 岩井 良行

|      |             |   |  |   |
|------|-------------|---|--|---|
| 登録番号 | 登録年月日       | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名           | 登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称   | 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地  |
| 第三十号 | 平成二十四年一月十九日 | 株式会社パソナグループ<br>東京都千代田区丸の内一丁目5番1号<br>代表取締役 南部 靖之 | 六 先行技術調査（事務機器）<br>九 先行技術調査（住環境）<br>十四 先行技術調査（生産機械）<br>十九 先行技術調査（福祉・サービス機器）<br>二十 先行技術調査（無機化学）<br>二十三 先行技術調査（半導体機器）<br>三十二 先行技術調査（インターフェイス） | 株式会社パソナグループ<br>大阪本部<br>大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号<br>東京分室<br>東京都千代田区大手町二丁目6番4号 |

○特許庁告示第三号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月二十七日  
特許庁長官 岩井 良行

|       |             |  |                      |                              |
|-------|-------------|--|----------------------|------------------------------|
| 登録番号  | 登録年月日       | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名    | 登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称 | 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地   |
| 第三十一号 | 平成二十四年一月十九日 | 株式会社古賀総研<br>東京都八王子市東町7番地6<br>代表取締役 古賀 康史 | 三十七 先行技術調査（映像機器）     | 株式会社古賀総研<br>東京都八王子市打越町344番地6 |

○国土交通省告示第百二十号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日  
国土交通大臣 前田 武志

路線名 九州縦貫自動車道鹿兒島線宮崎線  
道路の区域  
区 間  
変更前 敷地の幅員 延 長  
後別 (メートル) (メートル)  
前 最大 二七五  
最小 三五五  
後 最大 二七五  
最小 三五五

○国土交通省告示第百二十一号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日  
国土交通大臣 前田 武志

路線名 山陽自動車道宇部下関線  
道路の区域  
区 間  
変更前 敷地の幅員 延 長  
後別 (メートル) (メートル)  
前 最大 三〇一  
最小 七三  
後 最大 三〇一  
最小 七三

○国土交通省告示第百二十二号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日  
国土交通大臣 前田 武志

路線名 山陰自動車道鳥取益田線  
道路の区域  
区 間  
変更前 敷地の幅員 延 長  
後別 (メートル) (メートル)  
前 最大 二四六  
最小 六一  
後 最大 二四六  
最小 六一

○国土交通省告示第百二十三号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日  
国土交通大臣 前田 武志

路線名 中国横断自動車道広島浜田線  
道路の区域  
区 間  
変更前 敷地の幅員 延 長  
後別 (メートル) (メートル)  
前 最大 一九三  
最小 一〇一  
後 最大 一九三  
最小 一〇一

路線名 中国横断自動車道広島浜田線  
道路の区域  
区 間  
変更前 敷地の幅員 延 長  
後別 (メートル) (メートル)  
前 最大 一九三  
最小 一〇一  
後 最大 一九三  
最小 一〇一

路線名 中国横断自動車道広島浜田線  
道路の区域  
区 間  
変更前 敷地の幅員 延 長  
後別 (メートル) (メートル)  
前 最大 一九三  
最小 一〇一  
後 最大 一九三  
最小 一〇一